

広島県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

庄原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三次市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安芸高田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）